

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和2年12月7日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 正 雄

（事務担当 監査委員事務局）

定期監査報告書

【令和2年度（後期）】

三浦市監査委員

1 監査の対象部課

会計課、経済部（営業開発課、観光商工課、農産課、水産課、市場管理事務所）、保健福祉部（福祉課、子ども課、健康づくり課、保険年金課、高齢介護課）

2 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和2年10月5日～令和2年11月20日

5 監査の実施場所

三浦市役所第2分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課の執務室を含む）

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（つり銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを実査及び立会により確認を行った。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

（ 以 上 ）

1 監査の対象部課 議会事務局

2 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和2年10月5日～令和2年11月17日

5 監査の実施場所 三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に局長、課長及び関係職員に質問を行った。
- (4) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（ 以 上 ）

1 監査の対象部課 農業委員会事務局

2 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和2年10月5日～令和2年11月17日

5 監査の実施場所 三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に局長、課長及び関係職員に質問を行った。
- (4) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

（ 以 上 ）

1 監査の対象部課 選挙管理委員会事務局

2 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和2年10月5日～令和2年11月17日

5 監査の実施場所 三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に局長及び関係職員に質問を行った。
- (4) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（ 以 上 ）

1 監査の対象部課 公平委員会事務局

2 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和2年10月5日～令和2年11月17日

5 監査の実施場所 三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に局長及び関係職員に質問を行った。
- (4) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（ 以 上 ）

1 監査の対象部課 固定資産評価審査委員会

2 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和2年10月5日～令和2年11月17日

5 監査の実施場所 三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に関係職員に質問を行った。
- (4) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（ 以 上 ）